

質問に対する回答書

業務名：令和7年度 新潟市東区まちづくりパートナーシップ事業

最終更新日：令和7年7月25日

No.	資料名	頁	質問	回答
1	応募の手引き	6	補助対象経費にある「備品費」について金額の上限はありますか。また購入後の所有権についてはどうなりますか。	「備品購入費」について、金額の上限はありません。また、購入後の備品の所有権は提案者となります。ただし、補助金により取得した財産等の管理については、事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、管理状況を明らかにしておいてください。詳細は補助金交付要綱第15条をご覧ください。
2	応募の手引き	9, 11	9ページ「プレゼンテーション時は、団体名を容易に類推させるような表現を行わないでください」、11ページ「資料中に提案者を特定できるような内容（団体名や社章等）は記載しないでください。」とあります。審査として提案団体の実績・経験があるから実現可能と判断することになると考えますが、いかがでしょうか。	提案団体の実績や経験等をプレゼンテーション時の資料等として記載し、提出いただいて構いません。資料作成の際、団体名等を容易に類推させないよう、団体名や社章等は墨塗などすることで直接的な表現は避けて作成し、提出ください。
3	応募の手引き	全体	営利性は問わないとのことですが、補助金交付年度で収入が発生した場合も補助金の減額対象とならない認識で良いのでしょうか。	収入が見込まれる事業を計画する際は収入分を見込んだうえで収支予算書を作成ください。補助金額を確定させる際は、実績報告書と添付資料として収支決算書を提出いただきます。内容を精査し、場合によっては補助金が減額となる場合があります。
4				
5				